

職場での労働トラブル の解決をお手伝いします！

職場トラブル相談センター

和歌山県労働委員会

無料

労働委員会では、個々の労働者（正社員・パート社員・派遣社員など）と事業主の間の労使紛争（職場トラブル）の解決を支援するために相談・あっせんを行っています。（県内の事業所に勤務する労働者と事業主が対象です。）

こんなことでお困りのときは、ご利用ください

- ・突然、会社から解雇を言い渡され、困っている。
- ・一方的に賃金を引き下げられた。
- ・採用当初に提示された労働条件と違う。
- ・配置転換したいが、拒否されて困っている。



労働相談

秘密厳守

第1水曜日と第3水曜日の毎月2回、公益委員（弁護士・大学教授など）・労働者委員（労働組合役員）・使用者委員（会社経営者・使用者団体役員）の三者委員3名1組による労働相談を実施しています。

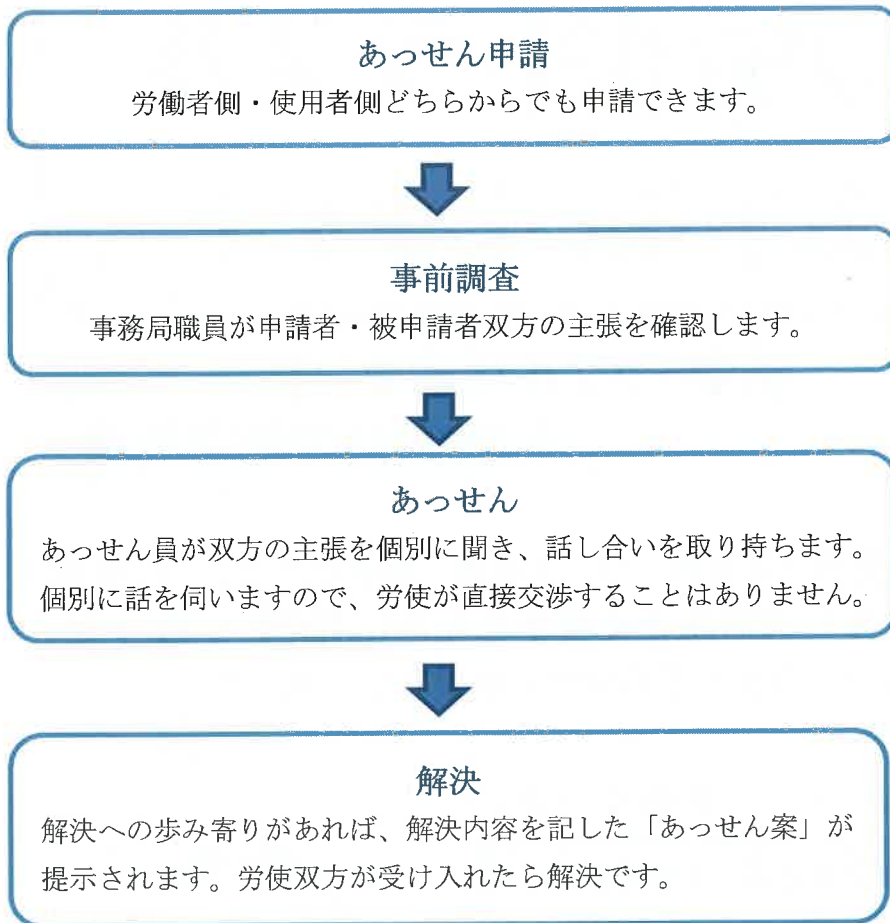
※ 事前予約が必要です。（受付は相談日前日の午後4時までとなっています）

あっせん

個々の労働者と事業主の間で紛争が起こり、当事者で自主的な解決が困難な場合、あっせん員（公・労・使の三者委員）が、双方の主張を調整します。

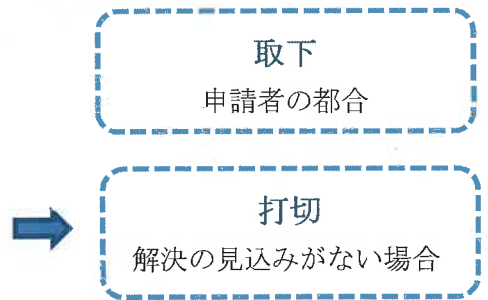
労使双方の立場がわかる三者委員による調整で、より公平な紛争解決のお手伝いが可能です。

あっせんの流れ



※あっせんに要する時間

- ・申請から第1回あっせんまでは、約1か月かかります。
- ・1回のあっせんにかかる時間は、3時間程度です。
- ・1回のあっせんで終結しない場合は、2回目以降のあっせんが持たれる場合もあります。



労働委員会とは・・・

中立、公正な立場で、労使紛争の迅速、円満な解決に努め、よりよい労使関係づくりのお手伝いをする公の機関です。

公益委員（弁護士、大学教授など）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（会社経営者・使用者団体役員）各5名、計15名の委員で構成されています。

労働委員会では、個別労働紛争のあっせんのほか、労働組合と使用者の紛争解決、不当労働行為の審査も行っています。

職場トラブル相談センター 和歌山県労働委員会

〒640-8585 和歌山市小松原通 1-1（北別館 5 階）

電話 073-441-3781

FAX 073-423-3012

メール e2202001@pref.wakayama.lg.jp

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/220200/>

